

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの
フォローアップ会議」(以下「本会議」)の今後の進め方に関する意見

2016年1月20日

小口 俊朗

昨年9月18日に公表された「金融行政方針」が示す通り、本会議は「企業統治改革を『形式』から『実質の充実』へと向上」させることを目的に設置されました。昨年9月24日以降、4回に渡る議論を重ねてきましたが、両コードの実質の充実を図るには、これからも多くの議論やベストプラクティスの積み重ねが必要であることは、本会議でのご意見や、先行する海外での経験を踏まえたグローバル機関投資家等が示唆する通りかと存じます。

また、『日本再興戦略』改訂2015では、両コードの普及・定着のため、国内で十分な説明・周知を図るとともに、国際的に積極的な情報発信を行うこととしているところ、事務局のご尽力により、議事録を含め国内外での積極的な情報開示に取り組んで頂いております。

このような情報開示は大変有益なものと理解しておりますが、本会議での議論を重ねれば重ねるほど開示量が増えていき、受信側の消化不良も懸念されますので、節目節目で立ち止まり、議論を整理して対外発信していくことが、本会議内外での認識共有化という観点からも必要になってくるのではないかと考えております。

このような観点から、上場会社が次回「コンプライ・オア・エクスプレイン」を検討するタイミングを見据え、本年2月中旬を目途に本会議としての意見書を一旦とりまとめ、国内外に発信することのご検討をお願いする次第です。

この場合、取締役等をめぐる論点、具体的には第4回で事務局がこれまで議論の整理として提示された項目については、「守りのガバナンス」の部分も含め、一通りの議論ができたのではないかと考えており、当該テーマでの意見書作成は可能ではないかと思料致します。

加えて、第3回で議論した政策保有株式については、機関投資家の関心も高く、対外発信の意義も大きいものと考えます。

なお、当該意見書については、あくまで作成時点までの議論を踏まえた本会議としての情報発信として位置付け、作成を目的とした拙速な議論は避けるとともに、今後議論が深まれば意見書の更なる充実を図っていくとすることが、実質を重視する本会議の趣旨に沿うものと考えております点、最後に申し添えさせていただきます。

以上